Ⅷ　教育職員免許状

教育職員免許状

大学を除くすべての国公立，私立学校の教員となるためには教育職員免許状が必要です。本学で取得できるのは高等学校教諭，中学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状です。

高等学校及び中学校の免許状は教科《国語・社会・地理歴史・公民・理科・数学・英語など》別になっており，学部・学科の専攻分野に対応した教科の免許状が取得できます。免許状を取得するには，教育職員免許法に定められた所要の単位を修得する必要があります。

なお，中学校免許状取得には介護等体験が必要です。詳細は「（３）介護等体験」を参照してください。

（１）単位の修得

単位は「教科に関する科目」,「教科又は教職に関する科目」,「教職に関する科目」に区分され，それぞれ必要な単位を修得しなければなりません。

「教科に関する科目」の単位は所属学部又は他学部で開講している授業科目の中から，これに対応する科目の単位を修得してください。

「教科又は教職に関する科目」〈平成12年度入学者から適用〉については,「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した場合，その単位を当該単位として算定します。

「教職に関する科目」の単位は教育学部で開講している授業科目の中から，指定された科目を履修し，修得してください。（配当は2回生から）

特別支援学校教諭の免許状を取得するには，中学校あるいは高等学校教諭免許状取得に要する科目に加え，教育学部で開講している特別支援教育に関する科目を履修し，所要の単位を修得しなければなりません。（配当は2回生から）

平成12年度入学者からは，全ての教科に共通して「教科に関する科目」,「教職に関する科目」のほかに，全学共通科目から「日本国憲法」2単位,「体育」2単位以上〔運動科学又は体力医科学とスポーツ実習（ＩＡ・ＩＢ・ⅡＡ又はⅡＢの中から1科目）の両方とも必要〕,「外国語コミュニケーション」2単位（英語，ドイツ語，フランス語，中国語，ロシア語のＩ又はⅡ）及び「情報機器の操作」2単位（基礎情報処理，コンピュータ概論Ａ・Ｂ，情報科学演習・実習，人文情報基礎Ａ・Ｂ，情報科学Ａ・Ｂ，情報と知財，基礎情報処理１・２又は基礎情報処理演習）を修得する必要があります。

なお，平成11年度以前入学者については，全ての教科について「教科に関する科目」,「教職に関する科目」のほかに，全学共通科目から「日本国憲法」2単位,「体育」2単位以上（理論と実技科目両方必要）を修得しなければなりません。

また，入学年度に関りなく教育学部で開講の「民族と教育」,「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」,「同和・人権教育論」を履修しておくことを推奨します。

また，免許状用の科目（単位）が所属学部の卒業に必要な単位と重複できる場合もありますので，所属学部で確認してください。

（２）教育実習

教育実習は「教職に関する科目」として必修になっています。

教育実習は実習に係る事前及び事後指導（いずれも講義）並びに中・高等学校で行う実習（中学校免許状4週間・高等学校免許状2週間）からなっています。

教育実習参加についての説明会は3回生時の5月下旬，実習に係る事前指導は4回生の4月下旬と5月上・中旬に，また事後指導は11月下旬から12月に行います。教育職員免許状取得希望者は必ず説明会に参加し，

また事前指導を受けたうえで教育実習に参加してください。なお，教育実習の総括として事後指導を実施しますから，同様に参加してください。いずれについても掲示で周知しますので，各自で確認し，見落とさないようにしてください。

教育実習に参加できるのは学部4回生（中学校免許状取得希望者は3回生からでも可能な場合があります。〈平成12年度入学者から〉），大学院学生又は本学卒業の科目等履修生で教育職員免許状取得希望者に限ります。

学部学生については，「教科に関する科目」はもちろんのこと，「教職に関する科目」の大部分を3回生までに修得しておかなければなりません。これらの科目が未修得の場合，教育実習に参加できないことがあります。

（3）介護等体験

中学校教諭免許状取得希望者については，平成10年度入学者から，特別支援学校で2日間と社会福祉施設等（保育所を除く）で5日間，合計7日間の介護等体験を行うことが義務づけられました。

京都大学では2回生から介護等体験の実施が可能ですが，原則として学生の出身都道府県で行うことになっています。しかし，都道府県によって所管する教育委員会・社会福祉協議会等の対応が異なり，出身都道府県で実施できない場合もあるので，体験申請時までに教育学研究科教職担当専門職員に照会してください。

介護等体験についての制度や申請方法等については説明会を実施し，その後申込受付を行います。（翌年度実施希望者に対する説明会を10月に実施します。）

なお，申請手続きは大学が窓口になり，まとめて行うことになっていますので，学生個人では申請できません。説明会の開催，申込手続き等は掲示で周知しますから見落としのないよう注意してください。

また，申請に当たっては，当該年度に実施される学生定期健康診断を必ず受検しておいてください。

レントゲン写真についても省略せずに撮影しておいてください。（21頁参照）

さらに事故対策としての保険，「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）と「学研災付帯賠償責任保険」（略称＝インターン賠）に加入しなければ介護等体験を実施できません。〈担当：学生センター〉（35頁参照）

（4）教育職員免許状の授与申請

教育委員会への免許状申請は，学部ごとに一定の様式に従ってまとめて行います。その手続きについては例年10月頃に各学部から掲示が出されますので，卒業予定者は見落としのないように注意してください。

（5）その他の資格取得

本学では教育職員免許状のほかに社会教育主事，博物館学芸員，図書館司書，学校図書館司書教諭となる資格の取得に必要な授業科目を文学部・教育学部等において開設しています。資格取得希望者は各自の所属学部に照会し，その取得方法について確認してください。

（6）教育職員免許状取得までの道筋（一般的事項）

１回生（1～4は全学共通科目）

1. 日本国憲法
2. 体育科目（運動科学又は体力医科学とスポーツ実習）
3. 外国語コミュニケーション（英・独・仏・中・露）

4. 情報機器の操作
5. 教科に関する科目（各自の所属学部等…配当科目がある場合）

2回生

1. 教科に関する科目（各自の所属学部等）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）
4. 1回生の1～4の科目で取得できなかった科目

3回生

1. 教科に関する科目（各自の所属学部等）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）〈2回生で実施しなかった場合〉
4. 教育実習Ⅰ実施（3回生，4回生に分割して教育実習を行う場合・中学校教諭免許状取得希望者）（5～10月）
5. 教育実習説明会（5月下旬）参加
6. 教育実習内諾申請（出身校）…できるだけ早いうちに内諾を得る〈4月から内諾申請を行う〉
7. 教育実習申請（9月末～10月上旬）

4回生

1. 教科に関する科目（未修得の場合）
2. 教職に関する科目（未修得の場合）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）〈2・3回生で実施しなかった場合〉
4. 教育実習事前オリエンテーション（全体・教科別）4月下旬～5月上旬
5. 教育実習Ⅱ又はⅠ・Ⅱ実施（5～10月）〈教育実習Ⅰについては中学校教諭免許状取得希望者は必修〉
6. 教育実習　各教科別事後指導（11月～12月）
7. 教員免許状授与一括申請（10～1月）
8. 教員免許状交付（3月下旬）

◎　この表は平成12年度入学者から適用

免許状の種類 ＼ 所要資格		基礎資格	大学における最低修得単位数
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は，次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ，第二欄に掲げる科目について，それぞれ１単位以上計20単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学，政治学」 「社会学，経済学」 「哲学，倫理学，宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。)
保健体育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解

（備　考）
1 英語以外の外国語の教科に関する科目の修得方法は，それぞれ英語の場合に準ずる。
2「　」内に表示された科目は，その科目の一以上にわたって修得するものとする。
3 第二欄に掲げる教科に関する科目に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。

◎最低修得単位数

教科	教職	教科又は教職※	合計
20	31	8	59

※「教科」・「教職」科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数により充足する。

免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は次の表の定めるところによる。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目（○は必修科目）	単位数	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等	2	○教職教育論 教職教育	2 2	（平成16年度修得分から認定）
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	比較教育学概論Ⅰ 教育学概論Ⅰ 教育人間学概論Ⅰ	2 2 2	1科目選択必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学Ⅰ 教育心理学Ⅱ 教育心理学Ⅲ 発達教育論Ⅰ 発達教育論Ⅱ	2 2 2 2 2	1科目選択必修 （平成16年度修得分から認定）
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		比較教育学概論Ⅱ 教育社会学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅱ 教育学概論Ⅱ 民族と教育 同和・人権教育論（教職科目として修得すること）	2 2 2 2 2 2 2	1科目選択必修 （平成16年度修得分から認定）
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	教育課程論Ⅰ 教育課程論Ⅱ	2 2	1科目選択必修
	・各教科の指導法		国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ 数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ ドイツ語科教育法Ⅰ ドイツ語科教育法Ⅱ フランス語科教育法Ⅰ フランス語科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 中国語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅱ 宗教科教育法Ⅰ 宗教科教育法Ⅱ	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	当該教科教育法については Ⅰ・Ⅱとも必修 ※ 別途配布資料で確認してください。
	・道徳の指導法		○道徳教育論	2	中学必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の理論と実践 特別活動論Ⅰ 特別活動論Ⅱ	2 2 2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育方法論 授業心理学Ⅰ 授業心理学Ⅱ	2 2 2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	○生徒指導論 ○生徒指導の精神と具体的方策	2 2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談	2	
総合演習		2	○教職総合演習	2	
教育実習		5	○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	2 3	事前・事後指導1単位を含む

（備　考）
1 教科教育法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。
〔**※別途資料を各学部・研究科教務掛で配布する。**〕
2 教育実習の単位は，教育実習に係る事前及び事後の指導の１単位を含んで修得すること。
3 教育学部で開講の「民族と教育」，「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」，「同和・人権教育論」を履修することを推奨する。
4 授業時間割は４月上旬に教育学部に掲示する。（配当は２回生以上）

なお，全ての教科について「教科に関する科目」，「教職に関する科目」のほかに，全学共通科目から「日本国憲法」２単位，「体育」２単位以上〔運動科学又は体力医科学とスポーツ実習（ⅠＡ・ⅠＢ・ⅡＡ又はⅡＢの中から１科目）の両方とも必要〕，「外国語コミュニケーション」２単位（英語，ドイツ語，フランス語，中国語，ロシア語のⅠ又はⅡ）及び「情報機器の操作」２単位（基礎情報処理，又はコンピュータ概論Ａ・Ｂ等）を修得しておくことが必要です。

※中学校教諭普通免許状の取得には「介護等体験」が義務づけられています。（詳細は83頁参照）

◎　上記以外の免許教科については，所属学部教務掛で確認してください。
◎　中学校，高等学校の教諭の免許状を取得し，免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば，特別支援学校教諭（聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。
◎　発達教育論Ⅱは，特別支援学校教諭免許状の必修科目であるので，特別支援学校教諭免許.状を申請した場合は，教職科目として使用できません。

◎　この表は平成12年度入学者から適用

免許状の種類 ＼ 所要資格		基礎資格	大学における最低修得単位数
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	

免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は，次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ，第二欄に掲げる科目について，それぞれ１単位以上計20単位を修得するものとする。

第一欄	第　二　欄
免許教科	教科に関する科目
国　語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公　民	「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」 「社会学，経済学（国際経済を含む。）」 「哲学，倫理学，宗教学，心理学」
数　学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ
理　科	物理学 化　学 生物学 地　学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。），化学実験（コンピュータ活用を含む。），生物学実験（コンピュータ活用を含む。），地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
保健体育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
英　語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
農業・工業 商業・水産 ＊情報	各教科の関係科目 職業指導

（備　考）
1 中学校の同表備考1.2はこの表にも準用する。
2 第二欄に掲げる教科に関する科目に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。
3 ＊情報は工学部情報学科（平成14年度入学者から適用）

◎最低修得単位数

教科	教職	教科又は教職※	合計
20	23	16	59

※「教科」･「教職」科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数により充足する。

免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は次の表の定めるところによる。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目（○は必修科目）	単位数	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等	2	○教職教育論 教職教育	2 2	（平成16年度修得分から認定）
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	比較教育学概論Ⅰ 教育学概論Ⅰ 教育人間学概論Ⅰ	2 2 2	1科目選択必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学Ⅰ 教育心理学Ⅱ 教育心理学Ⅲ 発達教育論Ⅰ 発達教育論Ⅱ	2 2 2 2 2	1科目選択必修 （平成16年度修得分から認定）
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		比較教育学概論Ⅱ 教育社会学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅱ 教育学概論Ⅱ 民族と教育 同和・人権教育論（教職科目として修得すること）	2 2 2 2 2 2 2	1科目選択必修 （平成16年度修得分から認定）
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	6	教育課程論Ⅰ 教育課程論Ⅱ	2 2	1科目選択必修
	・各教科の指導法		国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 地理歴史科教育法 公民科教育法 数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ ドイツ語科教育法Ⅰ ドイツ語科教育法Ⅱ フランス語科教育法Ⅰ フランス語科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 商業科教育法 工業科教育法 農業科教育法 中国語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅱ 宗教科教育法Ⅰ 宗教科教育法Ⅱ 水産科教育法 情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 2 2	当該教科教育法についてはⅠ・Ⅱとも必修（地歴科・公民科を除く） ※ 別途配布資料で確認してください。
	・特別活動の指導法		○特別活動の理論と実践 特別活動論Ⅰ 特別活動論Ⅱ	2 2 2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育方法論 授業心理学Ⅰ 授業心理学Ⅱ	2 2 2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	○生徒指導論 ○生徒指導の精神と具体的方策	2 2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談	2	
総合演習		2	○教職総合演習	2	
教育実習		3	○教育実習Ⅱ	3	事前・事後指導１単位を含む

（備　考）
1 教科教育法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。
〔**※別途資料を各学部・研究科教務掛で配布する。**〕
2 教育実習の単位は，教育実習に係る事前及び事後の指導の１単位を含んで修得すること。
3 教育学部で開講の「民族と教育」，「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」，「同和・人権教育論」を履修することを推奨する。
4 授業時間割は４月上旬に教育学部に掲示する。（配当は２回生以上）
なお，全ての教科について「教科に関する科目」，「教職に関する科目」のほかに，全学共通科目から「日本国憲法」２単位，「体育」２単位以上〔運動科学又は体力医科学とスポーツ実習（ⅠＡ・ⅠＢ・ⅡＡ又はⅡＢの中から１科目）の両方とも必要〕，「外国語コミュニケーション」２単位（英語，ドイツ語，フランス語，中国語，ロシア語のⅠ又はⅡ）及び「情報機器の操作」２単位（基礎情報処理，又はコンピュータ概論Ａ・Ｂ等）を修得しておくことが必要です。

◎　上記以外の免許教科については，所属学部教務掛で確認してください。
◎　中学校，高等学校の教諭の免許状を取得し，免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば，特別支援学校教諭（聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。
◎　発達教育論Ⅱは，特別支援学校教諭免許状の必修科目であるので，特別支援学校教諭免許状を申請した場合は，教職科目として使用できません。

◎　この表は平成２～11年度入学者に適用

免許状の種類 ＼ 所要資格		基礎資格	大学における最低修得単位数
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は，次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ，第二欄に掲げる科目について，それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。） 選択科目	8又は6 8又は6 4又は2 4 20 計　40
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学，政治学」 「社会学，経済学」 「哲学，倫理学，宗教学」 選択科目	6 6 2 2 4 20 計　40
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 4 4又は2 2 20 計　40
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。） 選択科目	3 2 3 2 3 2 3 2 20 計　40
保健体育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目	5 6 2 2 5 20 計　40
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計　40
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目	6 6 6 2 20 計　40

（備　考）
1 英語以外の外国語の教科に関する科目の修得方法は，それぞれ英語の場合に準ずる。
2「　」内に表示された科目は，その科目の一以上にわたって修得するものとする。
3（ア）（　）内の科目を必ず含めて修得しなければならない。
（イ）国語に関する科目の修得方法は，国語学６単位以上，国文学６単位以上，漢文学２単位以上及び書道を４単位修得するものとする。
4 第二欄に掲げる教科に関する科目に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。

免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は次の表の定めるところによる。

免許法に定められた教職に関する科目	最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位
教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2
幼児，児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4
教育に係る社会的，制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4
教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2
4科目とも必修	8単位		
教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4
道徳教育に関する科目	2	道徳教育論 教育課程Ⅰ	2 2
特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2
3科目とも必修	6単位		
生徒指導，教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2
必修	2単位		
教育実習	3	教育実習	3
必修	3単位		
最低必修単位	19単位		

（備　考）
1 教科教育法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。
2 教育実習の単位は，教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含んで修得すること。
3 このほかに教育学部で開講の「民族と教育」，「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」，「同和・人権教育論」を履修することを推奨する。（選択科目とはならない。）
4 授業時間割は４月上旬に教育学部に掲示する。（配当は２回生以上）

なお，全ての教科について「教科に関する科目」，「教職に関する科目」のほかに，全学共通科目から「日本国憲法」２単位，「体育」２単位以上（理論と実技科目両方必要）を修得しなければなりません。

※平成10年度以降の入学者は「介護等体験」が義務づけられています。（詳細は83頁参照）

◎　上記以外の免許教科については，所属学部教務掛で確認してください。
◎　中学校，高等学校の教諭の免許状を取得し，免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば，特別支援学校教諭（聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

◎　この表は平成２～11年度入学者に適用

免許状の種類 ＼ 所要資格		基礎資格	大学における最低修得単位数
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は，次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ，第二欄に掲げる科目について，それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 選択科目	8又は6 8又は6 6 20 計　40
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌 選択科目	6又は4 6又は4 8又は6 4又は2 20 計　40
公民	「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」 「社会学，経済学（国際経済を含む。）」 「哲学，倫理学，宗教学，心理学」 選択科目	6 6 8 20 計　40
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 6又は4 4又は2 4又は2 20 計　40
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。），化学実験（コンピュータ活用を含む。），生物学実験（コンピュータ活用を含む。），地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 選択科目	4 4 4 4 4 20 計　40
保健体育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目	5 6 2 2 5 20 計　40
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計　40
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目	6 6 6 2 20 計　40
農業・工業 商業・水産	各教科の関係科目 職業指導 各教科の選択科目	16 4 20 計　40

（備　考）
１中学校の同表備考１，２及び３号（ア）はこの表にも準用する。
２第二欄に掲げる教科に関する科目に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。

免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は次の表の定めるところによる。

免許法に定められた教職に関する科目	最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位
教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2
幼児，児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4
教育に係る社会的，制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4
教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2
4科目とも必修	8単位		
教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4
特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2
2科目とも必修	4単位		
生徒指導，教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2
必修	2単位		
教育実習	3	教育実習	3
必修	3単位		
選択科目	2	教育課程Ⅰ他	
最低必修単位	19単位		

（備　考）
１教科教育法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。
２中学校の「道徳教育に関する科目（教育課程Ⅰ，道徳教育論）」は，この表中の選択科目として使用できる。
３教育実習の単位は，教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含んで修得すること。
４このほかに教育学部で開講の「民族と教育」，「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」，「同和・人権教育論」を履修することを推奨する。（選択科目とはならない。）
５授業時間割は４月上旬に教育学部に掲示する。（配当は２回生以上）

なお，全ての教科について「教科に関する科目」，「教職に関する科目」のほかに，全学共通科目から「日本国憲法」２単位，「体育」２単位以上（理論と実技科目両方必要）を修得しなければなりません。

◎　上記以外の免許教科については，所属学部教務掛で確認してください。
◎　中学校，高等学校の教諭の免許状を取得し，免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば，特別支援学校教諭（聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。